

令和元年度

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）

新旧対照表

頁	現行（平成31年2月修正）	改正案	改正理由								
	第1編 総則	第1編 総則									
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項									
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項									
4	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。								
	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
11	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>（略）</p> <p><u>（9）応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>（10）食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>（9）応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>（10）食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（9）食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（9）食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置</p>	本省対応に変更されたことによる修正
機関名	内 容										
東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>（9）応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>（10）食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置</p>										
機関名	内 容										
東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（9）食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置</p>										

12		を講ずる。 (11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 <u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>		を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。 <u>(削除)</u>	表記の整理
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	13	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る <u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設</u> の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	中部近畿産業保安監督部	
(略)		(略)	(略)	(略)	表記の整理
13	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。	表記の整理
	(略)	(略)	(略)	(略)	
19	6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		表記の整理
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	一般社団法人愛知県トラック協会	<u>(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> <u>(2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</u>	一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため <u>関係</u> 機関からの <u>緊急輸送</u> 要請に <u>対応</u> する。	表記の整理

(略)	(略)
愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

(略)	(略)
愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）。</u>

業務内容の変更に伴う修正

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

24 企業は、豊田市防災基本条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全確保に努めるとともに、自ら災害に備えるための平時からの取組として、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、豊田市防災基本条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全確保に努めるとともに、自ら災害に備えるための平時からの取組として、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点

防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

		<p>検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	
	<p>第2章 水害予防対策</p>	<p>第2章 水害予防対策</p>	
	<p>第1節 河川防災対策</p>	<p>第1節 河川防災対策</p>	
28	<p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認め<u>られるもの</u>を、浸水被害軽減地区として指定することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認め<u>たときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第2節 雨水出水対策</p>	<p>第2節 雨水出水対策</p>	
	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 浸水の防除</p> <p>下水道は、市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水による都市災害を防除することを重要な目的の一つとしている。</p> <p>近年、市街化の進行がみられる地域では、雨水の浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、今後、浸水の拡大が予想される。このため、河川、農業用排水路等それぞれの排水施設が受け持たなければならない機能区分を明確にし、これに基づいた総合的な排水計画の中で、雨水貯留施設、<u>都市下水道</u>、雨水管渠、雨水排水ポンプ場等を整備し、浸水防除対策を推進する。</p> <p>(2) 下水道整備方針</p> <p>都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、<u>都市下水道事業又は</u>公共下水道事業による雨水管渠整備を行うとともに、降</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 浸水の防除</p> <p>下水道は、市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水による都市災害を防除することを重要な目的の一つとしている。</p> <p>近年、市街化の進行がみられる地域では、雨水の浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、今後、浸水の拡大が予想される。このため、河川、農業用排水路等それぞれの排水施設が受け持たなければならない機能区分を明確にし、これに基づいた総合的な排水計画の中で、雨水貯留施設、雨水管渠、雨水排水ポンプ場等を整備し、浸水防除対策を推進する。</p> <p>(2) 下水道整備方針</p> <p>都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、公共下水道事業による雨水管渠整備を行うとともに、降雨時に自然流下不可</p>	<p>現在、都市下水道の整備が無いため</p> <p>現在、都市下水道の整備が無い</p>

	雨時に自然流下不可能な区域については、雨水排水ポンプ場の設置を図り、市街地の浸水を未然に防止する。	能な区域については、雨水排水ポンプ場の設置を図り、市街地の浸水を未然に防止する。	ため
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
29	<p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設部）における措置） （略）</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設部）、市町村における措置） （略）</p> <p>5 地下街等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 （略）</p> <p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。 （略）</p> <p>7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置） （略）</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市町村における措置） （略）</p> <p>5 地下街等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 （略）</p> <p>6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。 （略）</p> <p>7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	第5節 農地防災対策	第5節 農地防災対策	
	<p>1 市及び土地改良区における措置 （略）</p>	<p>1 市及び土地改良区における措置 （略）</p> <p>2 関連調査事項 <u>（１）ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅</u></p>	<p>H30年7月豪雨でため池決壊被害を受けての表</p>

等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

記の整理

第3章 土砂災害等予防対策

第3章 土砂災害等予防対策

34 ■ 主な機関の措置

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 土砂災害の 防止	県	1(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 土砂災害の 防止	県	1(6) 避難勧告、 <u>避難指示(緊急)</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

表記の整理

第2節 土砂災害の防止

第2節 土砂災害の防止

35 (略)

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。

(略)

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

表記の整理

表記の整理

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。

なお、未指定の危険箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものとする。

(地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。)

(略)

(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進的
確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

(略)

37 2 市における措置

(略)

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

(略)

イ 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

(略)

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。(地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。)

(略)

(6) 避難勧告、避難指示(緊急)の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進的
確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

(略)

2 市における措置

(略)

(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

(略)

イ 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

(略)

表記の整理

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。

表記の整理

「避難勧告等に関するガイドラ

	工 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な <u>避難勧告等の発令基準</u> を設定する。	工 市は、土砂災害警戒情報（ <u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u> ）が発表された場合に直ちに避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> を発令することを基本とした具体的な発令 <u>判断につながる事項</u> を設定する。	イン」の改定（H31.3）に伴う修正。
	第3節 砂防対策	第3節 砂防対策	
41	1 中部地方整備局及び県（建設部）における措置	1 中部地方整備局及び県（建設局）における措置	
	第4節 治山対策	第4節 治山対策	
42	1 県（農林水産部）における措置 (略)	1 県（農林基盤局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
43	1 県（農林水産部、建設部、健康福祉部）における措置 (略) 2 市における措置 (略) (2) 施設管理者等に対する支援 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。 (略) 3 要配慮者利用施設における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。	1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）における措置 (略) 2 市における措置 (略) (2) 施設管理者等に対する支援 <u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた</u> 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。 (略) 3 要配慮者利用施設<small>の所有者又は管理者</small>における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、</u> 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない。	愛知県の組織再編に伴う修正 防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正 表記の修正 （県防災計画の記載に合わせた修正）

	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第9節 地下街等の保安対策	第9節 地下街等の保安対策	
	1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災局、 <u>建設部</u> ）、県警察及び市における措置	1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災 <u>安全局</u> 、 <u>建築局</u> ）、県警察及び市における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策	
54	2 道路 (略) (2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある <u>ので</u> 、法面保護工、落石防止工などの対策を実施する。 (略)	2 道路 (略) (2) 山間 <u>地域の</u> 道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間 <u>地域の</u> 道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある <u>ため</u> 、法面保護工、落石防止工などの対策を実施する。 (略)	表記の整理
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
63	市、土地区画整理組合等における措置	<u>市及び</u> 土地区画整理組合等における措置	表記の整理
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
72	■ 基本方針 ○避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u>	■ 基本方針 ○避難勧告等は、空振りをおそれず、 <u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	
72	市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街	市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街	「避難勧告等に関するガイドラ

<p>等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>イン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
<p>74 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p>	<p>市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて <u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、<u>既に災害が発生している状況（【警戒レベル5】）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

75 キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること
(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること

キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること
(ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める

また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること

なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生し

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。

		<p><u>た個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p>	
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
76	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難の<u>勧告又は指示</u>を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難<u>勧告等</u>を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所<u>開放</u>、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>表記の整理</p> <p>県地域防災計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
77	<p>市における措置 (略) (2) 避難のための知識の普及 (略) イ 避難時における知識 (略) ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p>	<p>市における措置 (略) (2) 避難のための知識の普及 (略) イ 避難時における知識 (略) ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと <u>・市町村長から〔警戒レベル5〕災害発生情報が発令された場合、</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、**愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。**

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、**愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。**

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

表記の整理

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第2節 要配慮者支援対策

84

(略)

避難支援等関係者は、**民生委員・児童委員、自治区、自主防災会、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署**とする。

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- a 介護保険における**要介護認定**3～5の認定者
- b ひとり暮らし高齢者等登録者
- c 在宅重度心身障がい者手当の認定者
- d 視覚・聴覚・下肢・体幹1級～2級の者
- e **上記以外で、自ら避難することが困難な者**

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第2節 要配慮者支援対策

(略)

避難支援等関係者は、**自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署**とする。

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- a 介護保険における**要介護**3～5の認定者
- b ひとり暮らし高齢者等登録者
- c **豊田市**在宅重度心身障がい者手当の**受給者**
- d **身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが**1級～2級の者
- e **上記に準ずるもので登録を希望する者（老夫婦世帯、老々介護**

「豊田市避難行動要支援者避難支援計画」の表記に合わせる

		<u>世帯など</u>	
	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	
85	<p>(略)</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>(略)</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第11章 広域応援体制の整備	第11章 広域応援体制の整備	
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援体制の整備	
87	市における措置	市における措置	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	(略)	(略)	
88	<p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
90	市における措置	市における措置	
	(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討	(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討	

	<p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p>市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p>市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画・マニュアル等の必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>「地域内輸送拠点運営マニュアル」の作成に伴う修正</p>
	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	
93	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や避難指示<u>勧告</u>等の意味と内容</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
94	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>(略)</p> <p>ア 飲料水</p> <p>1人1日3リットルを目安とし、<u>ポリタンク</u>等により各家庭で備蓄するよう啓発する。</p> <p>イ 生活用水</p> <p>調理、トイレ、洗面及び清掃等に使用する生活水の確保</p>	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>(略)</p> <p>ア 飲料水</p> <p>1人1日3リットルを目安とし、<u>3日分の家族分を市販の備蓄用飲料水</u>等により各家庭で備蓄するよう啓発する。</p> <p>イ 生活用水</p> <p>調理、トイレ、洗面及び清掃等に使用する生活水の確保を平</p>	<p>ポリタンクでは衛生面に不安があり、また、備蓄用飲料水の販売促進に方針を転換しているた</p>

	<p>を平素より風呂水の汲み置き又はポリタンク等による備蓄に努めるよう啓発する。</p> <p>ウ 応急給水用容器</p> <p>応急給水用容器として各家庭でポリ容器（容量 10 リットル程度）を備蓄するよう啓発する。</p>	<p>素より風呂水の汲み置き又はポリタンク等による備蓄に努めるよう啓発する。</p> <p>ウ 応急給水用容器</p> <p>応急給水用容器として各家庭でポリ容器<u>など</u>を備蓄するよう啓発する。</p>	め
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
94	<p>1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（こども園を含む。以下同じ）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>（略）</p> <p>（1）児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（こども園を含む。以下同じ）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	

106	<p>1 名古屋地方気象台における措置</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>1 名古屋地方気象台における措置</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（<u>該当する警戒レベル相当情報含む</u>）。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
107	<p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設部）及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p>(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	<p>2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）</p> <p>(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（<u>氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</u>）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（<u>氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</u>）は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
107	<p>3 水位情報の周知（県（建設部）における措置）</p> <p>県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山</p>	<p>3 水位情報の周知（県（建設局）における措置）</p> <p>県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山</p>	

	<p>川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成 29 年 6 月 1 日からの運用について記載）</p> <p>※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</p>	<p>川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（<u>警戒レベル4相当情報〔洪水〕</u>）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成 29 年 6 月 1 日からの運用について記載）</p> <p>※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</p>	
107	<p>4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置） （略）</p>	<p>4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） （略）</p>	
107	<p>5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設部）における措置）</p> <p>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する。</p>	<p>5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置）</p> <p>名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>該当する警戒レベル相当情報を付して</u>市町村や住民に提供する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
108	<p>6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設部）における措置） （略）</p> <p>7 県（防災局）における措置 （略）</p> <p>12 気象警報等の伝達系統 （略）</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報 （避難判断水位（特別警戒水位）、氾濫危険水位、氾濫発生） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水</p>	<p>6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） （略）</p> <p>7 県（防災安全局）における措置 （略）</p> <p>12 気象警報等の伝達系統 （略）</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報 （避難判断水位（特別警戒水位）、氾濫危険水位、氾濫発生） 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、（<u>警戒レベル3相当</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。

	<p>特別警戒水位)、氾濫発生</p> <p>(略)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報</p>	<p>情報〔洪水〕)、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)、(警戒レベル4相当情報〔洪水〕)、氾濫発生(警戒レベル5相当情報〔洪水〕)</p> <p>(略)</p> <p>図5 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕)</p>	
<p>第1節 気象警報等の発表、伝達</p>		<p>第1節 気象警報等の発表、伝達</p>	
<p>112</p>	<p>(略)</p> <p>7 県(防災局)における措置</p> <p>県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市町村に伝達する。</p>	<p>(略)</p> <p>7 県(防災安全局)における措置</p> <p>県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市町村に伝達する。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
<p>第2節 避難勧告等</p>		<p>第2節 避難勧告等</p>	
<p>113</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>(略)</p> <p>ア 避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示(緊急)を発令するものとする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>(略)</p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難勧告を基本とする。</p> <p>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</p> <p>ア 〔警戒レベル5〕災害発生情報河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

(略)

イ 避難準備・高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。

ウ 屋内安全確保

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。

イ [警戒レベル4] 避難勧告・避難指示（緊急）

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

(略)

ウ [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 避難準備・高齢者避難開始を発令する。

(削除)

	<p>工 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p>工 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて 5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報		第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
第1節 被害状況等の収集・伝達		第1節 被害状況等の収集・伝達	
119	<p>(略)</p> <p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p>	<p>巡視中の二次被害防止のための追記。</p>

136	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>2 防災活動拠点 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名等</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>豊田配水場</td> <td>西山町5-2-8</td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td><u>旧五ヶ丘浄化センター</u></td> <td><u>五ヶ丘2-1-1</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名等	所在地	(略)	(略)	(略)	水道関係	豊田配水場	西山町5-2-8	下水道関係	<u>旧五ヶ丘浄化センター</u>	<u>五ヶ丘2-1-1</u>	(略)	(略)	(略)	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p> <p>第5節 防災活動拠点の確保</p> <p>2 防災活動拠点 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td><u>豊田市運動公園、 柳川瀬公園</u></td> <td><u>高町東山4-97、 畝部東町柳川瀬1-1</u></td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td><u>畝部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園</u></td> <td><u>畝部西町高正6-1 高町東山4-97 畝部東町柳川瀬1-1</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名等		(略)	(略)	(略)	水道関係	<u>豊田市運動公園、 柳川瀬公園</u>	<u>高町東山4-97、 畝部東町柳川瀬1-1</u>	下水道関係	<u>畝部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園</u>	<u>畝部西町高正6-1 高町東山4-97 畝部東町柳川瀬1-1</u>	(略)	(略)	(略)	<p>豊田市上下水道局災害時受援マニュアルにて見直ししたため</p> <p>施設廃止予定のため</p>
	区分	施設名等	所在地																														
(略)	(略)	(略)																															
水道関係	豊田配水場	西山町5-2-8																															
下水道関係	<u>旧五ヶ丘浄化センター</u>	<u>五ヶ丘2-1-1</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
区分	施設名等																																
(略)	(略)	(略)																															
水道関係	<u>豊田市運動公園、 柳川瀬公園</u>	<u>高町東山4-97、 畝部東町柳川瀬1-1</u>																															
下水道関係	<u>畝部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園</u>	<u>畝部西町高正6-1 高町東山4-97 畝部東町柳川瀬1-1</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
145	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生 (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生 (略) 2 災害時健康危機管理の全体調整 <u>(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</u> <u>(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</u></p> <p>3 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(9) 県及び指定都市は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び</u></p>	<p>災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。</p>																														

他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

147 ■ **主な機関の応急活動**

■ **主な機関の応急活動**

機関名	事前	被害発生中
中部地方整備局		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保
(略)		(略)
県		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (略)
市		(略) 緊急輸送道路の機能確保 (略)

機関名	事前	被害発生中
中部地方整備局		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)
(略)		(略)
県		(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)
市		(略) ○緊急輸送道路等の機能確保 (略)

道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正

第1節 道路交通規制等

第1節 道路交通規制等

149 1 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置
 (略)
 (5) 緊急通行車両の確認等
 (略)
 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

1 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置
 (略)
 (5) 緊急通行車両の確認等
 (略)
 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。

愛知県の組織再編に伴う修正

第2節 道路施設対策		第2節 道路施設対策	
152	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
154	<p>3 県（建設部）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3 県（建設局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
154	<p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p>(追加)</p>	<p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。</p> <p>ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
156	<p>(略)</p> <p>6 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>(略)</p> <p>6 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
165	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 帰宅困難者対策	市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報<u>及び</u> <u>一時滞在施設（滞在場所）の確保等</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 帰宅困難者対策	市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報 <u>及び</u> <u>一時滞在施設（滞在場所）の確保等</u> (略)	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
区分	機関名	主な措置													
第3節 帰宅困難者対策	市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 (略)													
区分	機関名	主な措置													
第3節 帰宅困難者対策	市	1 (1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報 <u>及び</u> <u>一時滞在施設（滞在場所）の確保等</u> (略)													
第1節 避難所の開設・運営		第1節 避難所の開設・運営													
165	市における措置 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。	市における措置 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正												
第3節 帰宅困難者対策		第3節 帰宅困難者対策													
169	1 市における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	1 市における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等の支援を行う。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正												

第10章 水・食品・生活必需品等の供給		第10章 水・食品・生活必需品等の供給																			
第1節 給水		第1節 給水																			
171	<p>(略)</p> <p>(5) 応急給水場所（災害指定給水場所）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水源</th> <th>給水方法</th> <th>給水場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水池</td> <td>運搬給水</td> <td>災害指定給水場所、断水地域の広場等</td> </tr> <tr> <td>水道水</td> <td>給水栓の設置</td> <td>災害拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 応援体制</p> <p>(1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を<u>要求</u>する。</p>	水源	給水方法	給水場所	配水池	運搬給水	災害指定給水場所、断水地域の広場等	水道水	給水栓の設置	災害拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備	<p>(略)</p> <p>(5) 応急給水場所（災害指定給水場所）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水源</th> <th>給水方法</th> <th>給水場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配水池</td> <td>運搬給水</td> <td>災害指定給水場所、断水地域の広場等</td> </tr> <tr> <td>水道水</td> <td>給水栓の設置</td> <td>災害時拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備、市水道応急給水支援設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 応援体制</p> <p>(1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を<u>要請</u>する。</p>	水源	給水方法	給水場所	配水池	運搬給水	災害指定給水場所、断水地域の広場等	水道水	給水栓の設置	災害時拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備、 市水道応急給水支援設備	<p>正式名称に修正施設を追加</p> <p>文言の修正</p>
水源	給水方法	給水場所																			
配水池	運搬給水	災害指定給水場所、断水地域の広場等																			
水道水	給水栓の設置	災害拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備																			
水源	給水方法	給水場所																			
配水池	運搬給水	災害指定給水場所、断水地域の広場等																			
水道水	給水栓の設置	災害時拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備、 市水道応急給水支援設備																			
第2節 食品の供給		第2節 食品の供給																			
173	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図中 愛知県知事（<u>農林水産部</u>食育消費流通課） (必要量の決定)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図中 愛知県知事（<u>農業水産局</u>食育消費流通課） (必要量の決定)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
第13章 ライフライン施設等の応急対策		第13章 ライフライン施設等の応急対策																			
第3節 上水道施設対策		第3節 上水道施設対策																			
189	<p>事業管理者（市）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急復旧活動</p>	<p>事業管理者（市）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急復旧活動</p>	<p>災害協定、組合日本水道協会など優先順位を明</p>																		

	<p>(略)</p> <p>カ 人員の確保及び復旧資材の調達</p> <p>復旧作業が上下水道対策部では対応ができない場合には、必要に応じ、工事業者、専門業者及び他市町村に応援要請を行うものとする。復旧資材については、他市町村及び製造業者に対して協力要請を行う。復旧工事に必要な機械・器具類については、工事業者及び他市町村に要請し、確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広域応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>カ 人員の確保及び復旧資材の調達</p> <p>復旧作業が上下水道対策部では対応ができない場合には、必要に応じ、災害協定を締結した工事業者、専門業者及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行うものとする。復旧資材については、豊田市管工事業協同組合、製造業者及び公益社団法人日本水道協会に対して協力要請を行う。復旧工事に必要な機械・器具類については、災害協定を締結した工事業者及び公益社団法人日本水道協会に要請し、確保する。応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広域応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行う。応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。</p>	<p>確とした</p> <p>昨年度マニュアルを策定したため</p> <p>昨年度マニュアルを策定したため</p>
	第4節 下水道施設対策	第4節 下水道施設対策	
194	<p>(略)</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。</p>	<p>昨年度マニュアルを策定したため</p>
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
195	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

(2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

(3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(略)

195 3 市における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

(略)

3 市における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合は、県が無料公衆

表記の整理

第3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正

無線LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第14章 航空災害対策		第14章 航空災害対策	
200	2 伝達系統 (1) 民間航空機の場合 図中：愛知県 健康福祉部 保健医療局 愛知県 振興部 航空対策課 県防災局	2 伝達系統 (1) 民間航空機の場合 図中：愛知県保健医療局医務課 愛知県 建設局 航空対策課 県防災 安全局	愛知県の組織再編に伴う修正
201	(2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県 健康福祉部 保健医療局 愛知県 振興部 航空対策課 県防災局	(2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県保健医療局医務課 愛知県 建設局 航空対策課 県防災 安全局	
第16章 道路災害対策		第16章 道路災害対策	
208	3 情報の伝達系統 図中：防災局	3 情報の伝達系統 図中：防災 安全局	愛知県の組織再編に伴う修正

第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策		第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策																			
215	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止<u>措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	(略)	(略)	(略)	県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止<u>措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 	■ 主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止<u>のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	(略)	(略)	(略)	県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止<u>のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 	表記の整理
機関名	事前	被害発生中																			
(略)	(略)	(略)																			
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止<u>措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 																			
機関名	事前	被害発生中																			
(略)	(略)	(略)																			
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止<u>のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 																			
第20章 火薬類災害対策		第20章 火薬類災害対策																			
220	■ 主な機関の応急活動 市における措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防<u>止措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	(略)	(略)	(略)	県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防<u>止措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 	■ 主な機関の応急活動 市における措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防<u>止のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	(略)	(略)	(略)	県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防<u>止のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 	表記の整理
機関名	事前	被害発生中																			
(略)	(略)	(略)																			
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防<u>止措置の命令</u> ○警察用航空機等による情報収集 																			
機関名	事前	被害発生中																			
(略)	(略)	(略)																			
県警察		<ul style="list-style-type: none"> ○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防<u>止のための措置等</u> ○警察用航空機等による情報収集 																			
第21章 大規模な火事災害対策		第21章 大規模な火事災害対策																			
224	大規模な火事災害対策者における措置 (略)	大規模な火事災害対策者における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正																		
225	2 県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置 (略)	2 県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置 (略)																			
226	4 情報の伝達系統 図中：防 災 局	4 情報の伝達系統 図中：防災 <u>安全局</u>																			

	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
230	林野火災対策 (略)	林野火災対策 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正
232	2 県（農林 <u>水産部</u> 、防災局、 <u>健康福祉部</u> ）における措置 (略) 5 情報の伝達系統 図中：防災局	県（農林 <u>基盤局</u> 、防災 <u>安全局</u> 、 <u>保健医療局</u> ）における措置 (略) 5 情報の伝達系統 図中：防災 <u>安全局</u>	
	第23章 住宅対策	第23章 住宅対策	
	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
235	1 県（ <u>建設部</u> ）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置	1 県（ <u>建築局</u> ）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第2節 激甚災害の指定	第2節 激甚災害の指定	
245	1 県（防災局、 <u>関係部局</u> ）における措置 (1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、 <u>関係部局</u> で必要な調査を実施する。	1 県（防災 <u>安全局</u> 、 <u>関係局</u> ）における措置 (1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、 <u>関係局</u> で必要な調査を実施する。	
245	関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。 (略)	関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。 (略)	
245	(3) 指定後の手続き	(3) 指定後の手続き	

245	<p>激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金等を受けるための手続きその他を実施する。</p> <p>2 市における措置 (略) (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。</p>	<p>激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施する。</p> <p>2 市における措置 (略) (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p>																			
第4章 被災者等の生活再建等の支援		第4章 被災者等の生活再建等の支援																			
252	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 767 1039 1062"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県会館)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県会館)	5 被災者生活再建支援金の支給	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1057 767 1897 1062"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者への経済的支援等</td> <td>生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県センター)</td> <td>5 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 被災者への経済的支援等	生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県センター)	5 被災者生活再建支援金の支給	名称の変更
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県会館)	5 被災者生活再建支援金の支給																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 被災者への経済的支援等	生活再建支援法人 (公益財団法人都道府県センター)	5 被災者生活再建支援金の支給																			
第1節 罹災証明書の交付等		第1節 罹災証明書の交付等																			
253	1 県(防災局)における措置	1 県(防災安全局)における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
第2節 被災者への経済的支援等		第2節 被災者への経済的支援等																			
254	1 県(総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局)における措置	1 県(総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局)における措置	愛知県の組織再編に伴う修正																		
254	(1) 被災者生活再建支援金の支給	(1) 被災者生活再建支援金の支給																			

	<p>ア (略)</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活 再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県会館</u>）に委託している。</p> <p>(略)</p> <p>256 3 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行い、<u>寄託された義援金は、速やかに</u>地方公共団 体その他関係団体と配分委員会を組織して、<u>義援金</u>の迅速・公正な 配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業か ら同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れ る。</p> <p>(略)</p> <p>256 5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県会館</u>）における 措置</p>	<p>ア (略)</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活 再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県センター</u>）に委託してい る。</p> <p>(略)</p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行う<u>と共に</u>地方公共団体<u>や</u>その他関係団体<u>で組織 する義援金</u>配分委員会に<u>参加</u>し、迅速・公正な配分に努める。な お、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のもの が相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県センター</u>）にお ける措置</p>	<p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p>
<p>第5節 労働者対策</p>		<p>第5節 労働者対策</p>	
<p>260</p>	<p>2 県（<u>産業労働部</u>）における措置</p> <p>(1) 相談窓口の設置</p>	<p>2 県（<u>労働局</u>）における措置</p> <p>(1) 相談窓口の設置</p>	<p>愛知県の組織再 編に伴う修正</p>

令和元年度

豊田市地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表

頁	現行（平成31年2月修正）	改 正 案	改正理由																
	第1編 総則	第1編 総則																	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項																	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念																	
11	<p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>70%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	<p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>70%~80%</u>と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	数値の更新																
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱																	
17	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>(略)</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>(10)</u> 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p><u>(11)</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12)</u> 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>(10)</u> 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p><u>(11)</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12)</u> 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</p>	(略)	(略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9)</u> 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p><u>(10)</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9)</u> 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p><u>(10)</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	(略)	(略)	本省対応に変更されたことに伴う修正。
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>(10)</u> 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p><u>(11)</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12)</u> 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</p>																		
(略)	(略)																		
機関名	内 容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9)</u> 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p><u>(10)</u> 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p>																		
(略)	(略)																		

18	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る <u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設</u> の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
19	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。

22 5 指定公共機関

機関名	内 容
(略)	(略)
日本放送協会	<u>(1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告(部内)を行う。</u> (2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (5) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (6) 津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (7) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

23

中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等</u> 所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。

5 指定公共機関

機関名	内 容
(略)	(略)
日本放送協会	<u>(削除)</u> (1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。 (4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (5) 津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

表記の整理

表記の整理

表記の整理

25 6 指定地方公共機関

機関名	内 容
(略)	(略)
愛知県道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
(略)	(略)
愛知県道路公社※	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。

業務内容の変更に伴う修正。

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1章 防災協働社会の形成推進

第3節 企業防災の促進

第3節 企業防災の促進

32 1 企業における措置

1 企業における措置

(略)

(略)

(1) 事業継続計画の策定・運用

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

第2章 建築物等の安全化		第2章 建築物等の安全化	
第1節 建築物の耐震推進		第1節 建築物の耐震推進	
35	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p><u>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。</u></p>	<p>第3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
第2節 交通関係施設等の整備		第2節 交通関係施設等の整備	
40	<p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u></p> <p><u>(5) 応急復旧作業のための事前措置</u></p>	<p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 重要物流道路の指定</u></p> <p><u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u></p> <p><u>(5) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u></p> <p><u>(6) 応急復旧作業のための事前措置</u></p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>

第4節 文化財の保護

51 2 平常時からの対策

(略)

(追加)

(略)

3 応急的な対策

(略)

4 災害時の対応

(略)

5 応急協力体制

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

60

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第4節 土砂災害の 防止	県	1 県における措置 (6) 避難勧告

第4節 文化財の保護

2 平常時からの対策

(略)

3 重要文化財の耐震対策

平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の
事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、
下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

(2) 対処方針の作成・提出

(3) 耐震対策推進の周知徹底

(4) 補助事業における耐震予備診断の必須

(5) 耐震予備診断実施の徹底

(6) 県の指導・助言

(略)

4 応急的な対策

(略)

5 災害時の対応

(略)

6 応急協力体制

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第4節 土砂災害の 防止	県	1 県における措置 (6) 避難勧告・ <u>避難指示（緊急）</u>

対策の追加

表記の整理

	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
61	市における措置 (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、 滑動崩落のおそれ が 大きい大規模盛土造成地において 、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。	市における措置 (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
62	1 県における措置 (略) (6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令 基準 に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。	1 県における措置 (略) (6) 避難勧告、 避難指示（緊急） の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、 避難指示（緊急） の発令 判断 に土砂災害警戒情報（ 警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕 ）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の 発令判断 を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。	表記の整理

	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p>	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p><u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。</u></p> <p><u>なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>		
68	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>(11) 防災情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化</p>	<p>1 市及び防災関係機関における措置</p> <p>(略)</p> <p>11) 防災情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化</p>	

71	を図る。	を図る。 <u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u>	対策の追加
第7章 避難行動の促進対策		第7章 避難行動の促進対策	
75	<p>■ 基本方針</p> <p>○避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
第4節 避難誘導等に係る計画の策定		第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
78	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>工 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>工 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
第5節 避難に関する意識啓発		第5節 避難に関する意識啓発	
79	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p>	表記の整理

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第2節 要配慮者支援対策

第2節 要配慮者支援対策

84 (略)
 (3) 避難行動要支援者対策
 (略)
 イ 避難行動要支援者名簿の整備等
 市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。
 (ア) 避難支援等関係者となる者
 市は、避難行動要支援者のうち、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。
 避難支援等関係者は、**民生委員・児童委員、自治区、自主防災会、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署**とする。
 (イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(略)
 (3) 避難行動要支援者対策
 (略)
 イ 避難行動要支援者名簿の整備等
 市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。
 (ア) 避難支援等関係者となる者
 市は、避難行動要支援者のうち、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。
 避難支援等関係者は、**自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署**とする。
 (イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

「豊田市避難行動要支援者 避難支援計画」の表記に合わせる

	<p>在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>a 介護保険における要介護認定3～5の認定者</p> <p>b ひとり暮らし高齢者等登録者</p> <p>c 在宅重度心身障がい者手当の認定者</p> <p>d 視覚・聴覚・下肢・体幹1級～2級の者</p> <p>e 上記以外で、自ら避難することが困難な者</p>	<p>a 介護保険における要介護3～5の認定者</p> <p>b ひとり暮らし高齢者等登録者</p> <p>c 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者</p> <p>d 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者</p> <p>e 上記に準ずるもので登録を希望する者（老夫婦世帯、老々介護世帯など）</p>	
	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	
86	<p>(略)</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>(略)</p> <p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第10章 広域応援体制の整備	第10章 広域応援体制の整備	
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援体制の整備	
93	<p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	

	<p>市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p>市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(2) 訓練・検証等</p> <p>市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画・マニュアル等の必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>「地域内輸送拠点運営マニュアル」の作成に伴う修正</p>
<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>		<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>		<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	
<p>98</p>	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>表記の整理</p>
<p>第3節 防災のための教育</p>		<p>第3節 防災のための教育</p>	

101	<p>1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全</u>教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（こども園を含む。以下同じ）において防災上必要な<u>安全</u>教育を行う。<u>安全</u>教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災</u>教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（こども園を含む。以下同じ）において防災上必要な<u>防災</u>教育を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
第3編 災害応急対策			
第3章 災害情報の収集・伝達・広報			
122	<p>(略)</p> <p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。</u></p>	<p>巡視中の二次被害防止のための追記。</p>
第4章 応援協力・派遣要請			

133	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>3 災害派遣要請等手続系統 図中：防災局</p> <p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援市及び防災関係機関における措置 (略) (3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>3 災害派遣要請等手続系統 図中：防災安全局</p> <p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援市及び防災関係機関における措置 (略) (3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>																								
139	<p>第5節 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>(2) 広域応援の受入れにあたって、人員、車両等の集結する場所及び応援活動を円滑に実施する上での活動拠点については、当該広域応援を要請する活動内容との関連を考慮して、次表のとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="250 943 1016 1158"> <caption>広域応援の集結場所及び活動拠点</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名等</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>豊田配水場</td> <td>西山町 5-2-8</td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td>旧五ヶ丘浄化センター</td> <td>五ヶ丘 2-1-1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名等	所在地	(略)	(略)	(略)	水道関係	豊田配水場	西山町 5-2-8	下水道関係	旧五ヶ丘浄化センター	五ヶ丘 2-1-1	<p>第5節 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保 (略)</p> <p>(2) 広域応援の受入れにあたって、人員、車両等の集結する場所及び応援活動を円滑に実施する上での活動拠点については、当該広域応援を要請する活動内容との関連を考慮して、次表のとおり指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1113 943 1879 1283"> <caption>広域応援の集結場所及び活動拠点</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名等</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>豊田市運動公園 柳川瀬公園</td> <td>高町東山 4-97 畷部東町柳川瀬 1-1</td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td>畷部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園</td> <td>畷部西町高正 6-1 高町東山 4-97 畷部東町柳川瀬 1-1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設名等	所在地	(略)	(略)	(略)	水道関係	豊田市運動公園 柳川瀬公園	高町東山 4-97 畷部東町柳川瀬 1-1	下水道関係	畷部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園	畷部西町高正 6-1 高町東山 4-97 畷部東町柳川瀬 1-1	<p>豊田市上下水道局災害時受援マニュアルにて見直ししたため</p> <p>施設のスペースに余裕なし</p> <p>施設廃止予定</p>
区分	施設名等	所在地																									
(略)	(略)	(略)																									
水道関係	豊田配水場	西山町 5-2-8																									
下水道関係	旧五ヶ丘浄化センター	五ヶ丘 2-1-1																									
区分	施設名等	所在地																									
(略)	(略)	(略)																									
水道関係	豊田市運動公園 柳川瀬公園	高町東山 4-97 畷部東町柳川瀬 1-1																									
下水道関係	畷部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園	畷部西町高正 6-1 高町東山 4-97 畷部東町柳川瀬 1-1																									

	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策									
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用									
144	<p>市における措置 (略)</p> <p>(2) 要請方法 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災局消防保安課防災航空グループ)に電話等により、次の事項について速報を行ってから防災航空隊緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受入れ態勢 市は、防災ヘリコプターの出動を要請した時は、県防災局消防保安課防災航空グループと緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入れ態勢をとる。</p>	<p>市における措置 (略)</p> <p>(2) 要請方法 市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)に電話等により、次の事項について速報を行ってから防災航空隊緊急出動要請書を知事に提出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 受入れ態勢 市は、防災ヘリコプターの出動を要請した時は、県防災安全局消防保安課防災航空グループと緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入れ態勢をとる。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正								
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策									
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生									
156	<p>(略)</p> <p>2 応援協力関係 (略)</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 (追加)</p>	<p>(略)</p> <p>2 応援協力関係 (略)</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 (9) 県及び指定都市は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</p>	災害時健康危機管理支援チーム活動要領(厚生労働省)の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正								
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策									
158	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機関名			(略)	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機関名			(略)	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が
機関名											
	(略)										
機関名											
	(略)										

中部地方整備局	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保
(略)	
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧緊急輸送道路の機能確保(※)
市	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

(略)

■ 主な機関の措置

(略)	(略)	(略)
第2節 道路施設対策	市	6(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
(略)	(略)	(略)
第4節 緊急輸送道路の確保	市	(略) (2) 緊急輸送道路の機能確保

中部地方整備局	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保
(略)	
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧緊急輸送道路等の機能確保(※)
市	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

(略)

■ 主な機関の措置

(略)	(略)	(略)
第2節 道路施設対策	市	6(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
第4節 緊急輸送道路等の確保	市	(略) (2) 緊急輸送道路等の機能確保

防災基本計画に記載されたことによる修正

第1節 道路交通規制等

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい
ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するた
め、同法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措
置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当
該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本
部交通規制課経由で通知しなければならない。

第1節 道路交通規制等

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい
ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するた
め、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により
緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な
措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により
当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察
本部交通規制課経由で通知しなければならない。

法文に合わせた
表記に修正

		名称の変更
<p>3 自動車運転者の措置 (略)</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われた</u>ときは、道路以外の場所</p>	<p>3 自動車運転者の措置 (略)</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u></p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>緊急交通路の区域に指定された</u>ときは、道路以外の場所</p>	
<p>第2節 道路施設対策</p>		
<p>164 1 中部地方整備局における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)</p> <p>ウ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 中部地方整備局における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略)</p> <p>ウ 緊急輸送道路<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
<p>165 3 県（建設部）における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (略)</p> <p>イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図</p>	<p>3 県（建設局）における措置 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (略)</p> <p>イ 緊急輸送道路<u>及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）</u>につ</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が</p>

166	<p>り、迅速な応急復旧を行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき 応援を要求する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>6 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>いて、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を 考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を 行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき 応援を要求する。</p> <p><u>ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開 の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	<p>防災基本計画に 記載されたこと による修正</p> <p>道路法の改正に より重要物流道 路の関連記載が 防災基本計画に 記載されたこと による修正</p>
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
第1節 避難所の開設・運営		第1節 避難所の開設・運営	
177	<p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等 を、一時的に滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応 じて開設する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等 を、一時的に滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応 じて開設する。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込 まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あ らかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しな いものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の 修正（H30.6） に伴う修正</p>
第3節 帰宅困難者対策		第3節 帰宅困難者対策	
	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場 所の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難 な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在 施設（滞在場所）の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難 な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）</p>	

	を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。	を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、 一時滞在施設 （滞在場所）の確保等の支援を行う。	
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
185	(略) 3 応援体制 (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を 要求 する。 (略)	(略) 3 応援体制 (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を 要請 する。 (略)	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
186	1 市における措置 (略) 炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図 図中：愛知県知事（ 農林水産部 食育消費流通課）	1 市における措置 (略) 炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図 図中：愛知県知事（ 農林水産局 食育消費流通課）	愛知県の組織再編に伴う修正
	第14章 ライフライン施設等の応急対策	第14章 ライフライン施設等の応急対策	
	第3節 上水道施設対策	第3節 上水道施設対策	
204	(略) (3) 応急復旧活動 水道施設が災害により被害を受け、断水した場合には、消火用水、飲料水及び生活用水等の供給が絶たれ、社会生活に大きな影響を与える。このため、震災復旧にあたっては、被害状況を速やかに把握し、効率的な応急復旧活動を行う。 (略) カ 人員の確保及び復旧資材の調達 復旧作業が上下水道対策部では対応ができない場合には、必要に	(略) (3) 応急復旧活動 水道施設が災害により被害を受け、断水した場合には、消火用水、飲料水及び生活用水等の供給が絶たれ、社会生活に大きな影響を与える。このため、震災復旧にあたっては、被害状況を速やかに把握し、効率的な応急復旧活動を行う。 (略) カ 人員の確保及び復旧資材の調達 復旧作業が上下水道対策部では対応ができない場合には、必要に	災害協定、組合 日本水道協会 など優先順位を 明確とした

<p>応じ、工事業者、専門業者及び他市町村に応援要請を行うものとする。復旧資材については、他市町村及び製造業者に対して協力要請を行う。復旧工事に必要な機械・器具類については、工事業者及び他市町村に要請し、確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広域応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。</p>	<p>応じ、災害協定を締結した工事業者、専門業者及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行うものとする。復旧資材については、豊田市管工事業協同組合、製造業者及び公益社団法人日本水道協会に対して協力要請を行う。復旧工事に必要な機械・器具類については、災害協定を締結した工事業者及び公益社団法人日本水道協会に要請し、確保する。</p> <p>応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広域応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行う。</p> <p>応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。</p>	<p>昨年度マニュアルを策定したため</p> <p>昨年度マニュアルを策定したため</p>
<p>第4節 下水道施設対策</p>	<p>第4節 下水道施設対策</p>	
<p>(略)</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 応援の要請</p> <p>応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。</p> <p>応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。</p>	<p>昨年度マニュアルを策定したため</p>
<p>第5節 通信施設の応急措置</p>	<p>第5節 通信施設の応急措置</p>	
<p>207 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>表記の整理</p>

(略)

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(略)

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(略)

209 (略)

表記の整理

3 市における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるよう努める。

(略)

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

3 市における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるよう努める。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(略)

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県の事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

第3 次地震対策
アクションプラン
の改訂に基づ
く修正

	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
213	県（ <u>建設部</u> ）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置	県（ <u>建設局</u> ）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
221	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) <u>(追加)</u>	3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) <u>4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</u> <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u>	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
	第2節 激甚災害の指定	第2節 激甚災害の指定	
	1 県（ <u>防災局</u> 、 <u>関係部局</u> ）における措置 (1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、 <u>関係部局</u> で必要な調査を実施する。 関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。 (略) (3) 指定後の手続き	1 県（ <u>防災安全局</u> 、 <u>関係局</u> ）における措置 (1) 激甚災害の指定に係る調査 県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施する。 関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。 (略) (3) 指定後の手続き	

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金等を受けるための手続きその他を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施する。

第5章 被災者等生活の再建等の支援

第5章 被災者等生活の再建等の支援

230 ■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 被災者への 経済的 支援等	生活再建 支援法人 (公益財 団法人 都道府県 会館)	5 被災者生活再建支援金の支給

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
(略)	(略)	(略)
第2節 被災者への 経済的 支援等	生活再建 支援法人 (公益財 団法人 都道府県 センター)	5 被災者生活再建支援金の支給

名称の変更

第1節 罹災証明書の交付等

第1節 罹災証明書の交付等

231 **1 県(防災局)における措置**

1 県(防災安全局)における措置

第2節 被災者への経済的支援等

第2節 被災者への経済的支援等

1 県(総務部、健康福祉部、防災局、会計局、各種免許・手数料等所管部局)における措置

1 県(総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局)における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア (略)

ア (略)

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県会館)に委託している。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)に委託している。

(略)

(略)

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れ

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

233

	る。 (略)	(略)					
	第5節 労働者対策	第5節 労働者対策					
237	2 県（産業労働部）における措置	2 県（労働局）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正				
	第5編 東海地震に関する事前対策	第5編 東海地震に関する事前対策					
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策					
	第2節 消防、浸水等対策	第2節 消防、浸水等対策					
258	(略) 2 その他の管理者における措置 <u>豊田市水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。</u>	(略) <u>(削除)</u>	水防上重要な施設の樋門等及び防潮扉等の操作規則の更新				
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策					
261	1 県公安委員会（豊田警察署・足助警察署）における措置 (略) (2) 交通規制の内容 (略) (ア) 第1次 a 強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。 <table border="1" data-bbox="210 1295 1019 1343"> <tr> <td>路線名</td> <td>流入を制限する IC</td> </tr> </table>	路線名	流入を制限する IC	1 県公安委員会（豊田警察署・足助警察署）における措置 (略) (2) 交通規制の内容 (略) (ア) 第1次 a 強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。 <table border="1" data-bbox="1072 1295 1881 1343"> <tr> <td>路線名</td> <td>流入を制限する IC</td> </tr> </table>	路線名	流入を制限する IC	他計画等との整合性のため修正
路線名	流入を制限する IC						
路線名	流入を制限する IC						

その他路線	(略) 名古屋高速道路	(略) <u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 I C</u>
-------	----------------	---

(略)

広域交通検問所

道路名	検問地点	名称
(略) 中央道（西宮線） (略)	(略) 小牧市大字野口 (略)	(略) 小牧東インター (略)

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び
指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(略)

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

(略)

イ 緊急輸送車両の確認申請

第9節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

(略)

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒
宣言時の対応

(略)

その他路線	(略) 名古屋高速道路	(略) 全 I C
-------	----------------	--------------

(略)

広域交通検問所

道路名	検問地点	名称
(略) 中央 <u>自動車道</u> （西宮線） (略)	(略) 小牧市大字野口 (略)	(略) 小牧東インター (略)

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入
禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(略)

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

(略)

イ 緊急輸送車両の確認届出

第9節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

(略)

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒
宣言時の対応

(略)

表記の整理

262

269

	<p>(オ) 発災後の応急措置 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>(オ) 発災後の応急措置 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第13節 緊急輸送</p>	<p>第13節 緊急輸送</p>	
<p>272</p>	<p>(略)</p> <p>2 県(防災局、関係部局)における措置</p>	<p>(略)</p> <p>2 県(防災安全局、関係局)における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>